

児童虐待

——リスクの個人管理から社会管理へ

上野 加代子

(徳島大学総合科学部教授)

1. はじめに

2005年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は、34,451件に上っている。児童虐待防止法施行前の1999年度(11,631件)と比べると約3倍、そして統計をとりはじめた1990年度(1,101件)からでは30倍以上に増えてきている¹⁾。そうした統計資料を背景に児童虐待をめぐる言説が大量に生産されている。

児童虐待が増加している。実は、このような議論は以前からあった(上野 2006a, 2006b)。しかし1990年代からの児童虐待の議論は、その言説の量の多さと持続性ならびに議論が多くの人々にまで届いた点で、それまでとは異なっている。それは子育ての場としての家族に向けられる社会のまなざしを確実に変化させ、虐待を国家的問題にまで押し上げた(上野 1996; 上野・野村 2003)。また近年では、医学や心理学などの理論で推定された因果関係に基づいて統計的に確立された虐待のリスク項目群をアセスメントすることで虐待を判定する方法が台頭している。蓋然性という統計学の知のシステムを媒介させた児童虐待リスクアセスメントの開発が進められてきているのである。

本稿では、虐待リスクアセスメントが福祉や医療などの現場で急速に台頭してきたことに着目する。そして現行の防止対策を、ジェンダーおよび経済階層の点から批判的に検討することで、ひとつの具体的な対策を提示したい。

2. 児童虐待のリスクアセスメントの導入

1990年代から始まった日本での児童虐待の社会問題化の大きな特徴は、虐待が社会経済的問題というよりも、家族内部での個人の問題として確立したことにある。児童虐待は、たとえば、親自身が子ども時代に愛された経験が乏しいゆえに招来される未熟・攻撃的・依存的などの性格上の問題、あるいは夫婦の不和などによる母親の家庭内での孤立といった家族関係の問題とされ、カウンセリング治療や家族療法で改善されうるようなニュアンスをもたせて提示された。どこにでもいるような母親が、密室で育児についてひとり思い悩み、いけないと思いながらわが子に手をあげてしまう。児童虐待は養育機能が低下した現代家族では、どの家族にも起こりうる問題である。そのように描かれていったのである(上野 1996)。

このような家族病理型の虐待を発見するために、子どもの虐待に関する相談を受けつける窓口が90年代に開設されることになる。ホットラインの機能をもつ民間の虐待防止の団体が日本各地で結成されるようになり、市町村も虐待予防の子育て相談を拡充していった。

ところが、この相談を引き出す対策は虐待の発見効率の点で大きな限界がある。親たちがそれに反応しなければ効力を発揮しないし、たとえ相談に来ても嘘をつくことが十分に起こりうるからである。日本で頻繁に参照されてきた米国の小児科学者、Kempeたちの「バタード・チャイルド・シンδροーム」の考えによると、「臨床の所見と親

から得た病歴データとの間には著しい不一致があって、それが「バタード・チャイルド・シンドロームの主要な診断上の特徴である」(Kempe *et al.* 1962: 18)。親が真実を隠すことのほうが多いのがこのシンドロームの特徴だとされた。これが、親の自発性や告白に依存しないリスクアセスメントという手法の必要性が主張される根拠になったのである。

リスクアセスメントとは、専門的な仮説や経験的な知識に照らして児童虐待に関連すると仮定された項目から、調査を通して統計的に有意差をもつ項目をリスク要因として確定し、今度はそのリスク要因を当該現場で子どもや養育者に適用して虐待危険度を評定していく方法である。90年代後半、米国などで実施されている児童虐待のリスクアセスメントが日本に紹介され、独自に児童虐待のリスク要因を突き止めようとする調査研究が、厚生労働省や関係財団から助成金の交付をうけて実施された。かくして、欧米など海外での児童虐待リスクアセスメントに掲載されている項目を参考に、児童福祉、地域保健や医学などの専門家が自分たちの領域の実践にもとづきリスク要因と考えられるものをあげ、それらを統計的手続きで裏づけていく作業が精力的に進められた。

リスクアセスメントが推進された背景には、子どもの虐待死のマスコミ報道が続くなか、未然防止に政策の力点が置かれるようになったことがある。またそのような報道で、児童相談所などの公的機関が虐待を見逃したことが批判的に取り上げられ、「前兆」や「サイン」や「シグナル」をキャッチできない、公的機関の及び腰や判定ミスに世論の批判が浴びせられた。

日本の福祉現場で虐待のリスクやリスクアセスメントという考えが広く示されたのは、2000年の「児童虐待防止等に関する法律」施行直後に改訂された『厚生省 子ども虐待対応の手引き——平成12年11月改訂版』（日本子ども家庭総合研究所編 2001）であろう。この手引きでは、一時保護所への緊急保護の決定、リスクアセスメントによる判断基準と判断方法が採用されている。また、医療・保健の領域では、厚生省が2000年の『健や

か親子21』において、地域保健・地域医療の現場と保健所等でのハイリスク親子の早期発見を児童虐待対策として示した。さらに、2002年「地域保健における児童虐待防止対策の取り組みの推進について」の通知を公布し、児童虐待の発生予防に向けてハイリスク親子の把握に努めるように通達している。この通知とともに、関係機関に対して、『子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル』（佐藤 2002）を送付しており、そこには、周産期医療機関、市町村での乳幼児健診、家庭訪問など場面ごとに参照されるべき虐待リスク項目が記載されている。

結果として今日では、リスク管理が児童虐待対策の中心になりつつある。児童相談所が通告ケースの重症度判断においてリスクアセスメントの使用を怠れば、それが問題とされるだろう。現行の『子ども虐待対応の手引き（平成17年度3月25日改訂版）』によると、児童相談所の虐待ケースの一時保護判定は、「判断の客観性、的確性を高めるため、あらかじめ用意されたリスク度判定のための客観的尺度（リスクアセスメント基準）に照らして」（日本子ども家庭総合研究所編 2005: 78）なされることが奨励されている。保健所（センター）でも、乳幼児健診の間診票などから、乳幼児とその養育者に、児童虐待の何らかのリスクチェックが実施されている。「乳幼児健康診査については、従来からの発達・育児のチェックや異常・病気の早期発見という疾病中心の健診から子どもを取り巻く家族全体に目を向ける健診へと転換させていくことは、虐待予防の観点から大切」（日本子ども家庭総合研究所編 2005: 256）だとされている。虐待リスクチェックに積極的に取り組む病院も各地で増えてきている。

日本で「児童虐待のリスク」とされている項目をみていくと、次のような3つの特徴を認めることができる。第一に、どんな状態が虐待であるかの内容規定よりも、どのようなタイプの保護者が虐待をしそうかのプロファイル予測に焦点が移っている。たとえば、怪我の有無など子どもへの暴力行為を直接に示す項目よりも、「危険な保護者」や「危険な家庭」を発見する項目へと範囲が広が

ってきている。第二に、保護者の経済状態や生活態度など、一見虐待と関係ないようなものが含まれている。たとえば、母親が再婚していたり若かったり高齢であったり、夫婦仲が悪かったり、親の性格が衝動的であったり、就労が不安定であったり、といったことをチェックする項目である。これらは、リスクという概念に媒介されることで、虐待と統計的に相関するとされた項目である。第三に、保護者と行政との関係性についての項目が必ず含まれている。「援助の拒否」「支援望まず」「不自然な転居歴がある」「子どもの状況をモニタリングするネットワークが構築できない」「訪問ができない」など、児童相談所や保健所からみた、指導への不服従や保護者の暮らしぶりのみえにくさがチェックされている。

なぜ、このように一見虐待と関係ない項目がチェックされるのかというと、リスクアセスメントが虐待の予防策として設計されているからである。しかもリスクアセスメントは、個人の自発性や政策への服従をあてにしないでよいという点で相談という手段よりも徹底している。つまり、諸個人ではなく人口（population）を調査対象とし、虐待の危険性という評価枠組みのなかに全人口を組み込んでしまう。乳幼児「健診未受診」を虐待リスクにすることで、健診に来ない親も対象にすることができる。リスクアセスメントは、怪我などの具体的な徴候を呈していない子どもや目前にいない子どもやまだ暴力を振っていない親までも「科学」の名のもとに捕捉していく道具なのである。

ここまでの議論からリスクアセスメントには一見、虐待と関係がないような項目までも取り込まれていることが明らかになった。以下では、それらリスクとされている項目の選択や解釈枠組みにどのようなバイアスがかかっているかを、ジェンダーと階層を手掛かりに批判的に検討していくことにする。

3. ジェンダー

児童虐待についてのフェミニズムの論考は配偶

者・恋人間暴力に比べると少ないが、それでも北米ではとくにネグレクトというカテゴリーをめぐって優れた分析がなされている。米国では虐待の種別のなかではネグレクトがいちばん多く、情緒的なネグレクトなどは暗に母親を加害者として想定したカテゴリーであることから、ネグレクトはフェミニズム研究の格好のテーマであった（Breines & Gordon 1983; Gordon 1988; Swift 1995）。日本では村田が、近年、統計的に増加してきたネグレクトをとりあげ、「望ましいシティズンのネガとしてネグレクト」がこの問題にどのように作用しているのかを綿密に明らかにしている（村田 2006）。つまり、ネグレクトを規定するための言説が、望ましい女性像を前提とし、その欠如としてネグレクトを定義しているのである。この「望ましい女性像」が、それを論じる人のジェンダーバイアスを反映するものであることは言うまでもない。この「望ましいシティズンのネガ」という解釈は、ネグレクトに限定されることなく児童虐待全般にあてはまると考えられる。この節では、リスク管理を中心にした虐待防止対策がジェンダーバイアスに大きく影響されているという点を例証していく。

日本で虐待リスクアセスメントの必要性が強く提唱されてきたのは母子保健である。母子保健の専門家が作成したいくつかのリスクアセスメント表をみていくと、「母子家庭」「母若年」「母性意識」「母親の訴えが多い」「高齢出産」など、母親だけに関連する項目が多数をしめる。「望まぬ妊娠」「妊娠・出産のストレス」「育児ノイローゼ」「家事能力不足」「抱き方がぎこちない」「育児知識の不足」なども、主に母親を想定した項目である。

こうした項目が、母親としての望ましい生活スタイルや態度についての、アセスメント表作成者自身の価値観を反映するものであることはみやすいであろう。

一例として、母子保健分野で虐待防止の新しい取り組みとして知られている東京都南多摩保健所の乳幼児健康診査をとりあげて検討してみよう。同保健所子ども虐待プロジェクトチームは「子育

てアンケート」を活用した乳幼児健康診査の方法を解説したマニュアルを刊行している（東京都南多摩保健所子どもの虐待プロジェクトチーム 2003; 東京都南多摩保健所プロジェクトチーム 2002）。それによると、アセスメントは虐待のリスクチェックシートである「子育てアンケート」を養育者に配布し、そのアンケート結果を保健師が「虐待要因一覧表」に転記するという手順で進められる。この「子どもの虐待予防スクリーニング」は、当該地域のすべての乳幼児と乳幼児をもつ親に対するものであるが、そこでは法的義務のない健診を受けていないことや「母親学級の未受講」「母子手帳の記入が少ない」「支援望まず」などの項目が虐待リスクとされている。また、妊娠や出産への受け止め方（「予想外で驚いた」「困った」）や育児上の悩み（「悩みたくない」「育児に自信がもてずよく悩む」）などの内面や道徳に関することを項目表でチェックし、それらに該当する人々をハイリスク群というカテゴリーに追い込んでいる（東京都南多摩保健所子どもの虐待プロジェクトチーム 2003）。

こうしたアセスメント表は、「虐待する親」を、その作成者の持つ「あるべき女性像」や「母親像」からの逸脱として規定するものである。すなわち「虐待する親」も「ネグレクト」同様、「望ましいシティズンのネガ」として規定されているのである。虐待する母親の対極に想定されている「望ましいシティズン」とは、婚姻届を出し、アルコールなどにおぼれることなく、子どもだけではなく夫や他の家族員や地域と良好な関係を築き、借金状態に陥らないよう常に計画性をもって物事にあたり、夫婦関係を壊さずに、家計・家事・育児をこなす女性である。つまり、児童虐待は、女性の、近代家族的な家族形成の失敗、家族生活への道徳的コミットメントの欠如だと考えられているのである。

リスクアセスメントは統計という科学的手法を用いた中立的で客観的な手法だという旗印のもとに推進されているが、実はそこで調査されている項目は調査者の持つジェンダーバイアスによって規定されている。しかも、それは個人の性格から

生活態度全般に及んでいる。こうした項目によってリスクアセスメントを行うことは、女性に対して道徳的に正しい身振りを強要することにつながる。もちろんそうした表を作成する人々にそのような意図があるわけではないだろう。しかし、この無意識こそが最大の問題である。

虐待のリスクアセスメント項目に、なぜこのような個人の道徳的な資質を問題視する項目が入っているのかというと、虐待が個人の問題だということが前提にされているからである。次節では、それが正しい前提でないことをみていきたい。

4. 経済階層

「誰によるネグレクトなのか？（Whose neglect?）」。この文言は、児童虐待への対策が1960年代から本格的にはじまった米国で、親による子どものネグレクトを言い立てる政府や専門家たちが虐待の主要な原因である社会経済的問題をネグレクトしているということを主張する際に用いられてきた（Pelton 1989）。日本が児童虐待対策で先進国として参照してきた米国で、このような主張がなされた経緯をまず簡単に説明したい。

1960年代以降、米国では、虐待問題が個人の問題として定式化されていったという状況があった。その論陣を張ったのが前述した小児科学のKempeたちである。彼らは、自分の子どもを虐待する親には「攻撃的な衝動をなんのためらいもなく表出させてしまう性格上の構造的な欠陥」（Kempe et al. 1962: 18）があり、そういう親は子どものころに自分自身が親から受けた虐待を反復している可能性があるとし、個人の性格形成史を問題にした。虐待の原因を個人の病的な性格や親の子ども時代の心理的外傷体験にもとめたのである。児童虐待を個人の心理的問題として際立てようとする原因論には、社会階層がどうであれ、いかなる親もその潜在的な危険性からのがれられないという含みが織り込まれていた。

しかし当時実施されていた調査では虐待と経済階層とのつながりは強かった。たとえば、最も初

期に実施されたGilによる全米の通報ケースの調査では、親が低収入・低学歴・非白人の家庭や、父親の失業した家庭や母子家庭に、身体的虐待が圧倒的に多かった。身体的虐待の件数の4割を占める家庭が、なんらかの公的扶助を受けていた（Gil 1973）。「児童虐待・ネグレクトの全米対策センター」による関連機関での1979年から翌年にかけての通報ケースの全米調査も、家族収入と虐待との強い相関関係を示していたのである（National Center on Child Abuse and Neglect 1981）。

これらの計量的調査の数値にたいして、Kempeたちは、児童虐待の「通報されるケースは、全体のほんの一部」にすぎなくて、その「実態」と出版物に載っているような公表されたケースとは違うはずであると主張した（Kempe & Kempe 1978）。児童虐待は家族の経済問題ではなくその個人の心理的な問題ゆえに社会の全階層に同様に起こりうるとする立場の論者たちは、次のような解釈を立てた。

アパートに住む低階層の親子の行動は、郊外の一戸建てに住む中・上流階層の家族内のことよりも、ひとの目にとまりやすい。公的扶助の受給家族や受給率が高い地域には、ソーシャルワーカーも頻繁に出入りする。低階層の親子の行動は可視性が高くなり、虐待が察知される確率も高くなる。生活保護を現に受けている母親が、ソーシャルワーカーに向かって、自分と子どもたちにつきまとうのをやめてほしいとはいいいにくい。結果、貧困家庭での虐待はソーシャルワーカーたちに発見されやすく、通報もされやすくなる。医療においても、かかりつけ医をもたない子どもが運ばれる先は救急治療室であるが、医師はわずかな情報と短い時間の枠内で虐待かどうかの判断を強いられるので、いきおい「暴力・犯罪・精神病は低階層の問題」といった先入観に左右されがちになる。住む世界も社会的力関係もかけ離れている親には、虐待者のラベルをはりやすい。それに対して中・上流階層の親は、子どもが怪我をした場合、かかりつけの医師に連れていく。たとえその怪我の原因が親の暴力であったとしても、なじみの家庭医が通報義務があるとはいえ虐待の疑いで親を

公的機関に連絡するのはよほどの場合であろう。こうしたことから中・上流階層の表面化しない虐待はかなりの数に上るはずで、それを考慮に入れるなら、児童虐待が社会の全階層でほぼ均等に起きていることは十分に想定される。

こうした主張は大きな影響力を持って、個人や家族の心理的な治療を中心においた米国の児童虐待対策を後押ししてきた。ところが、このような「階層遍在説」は、児童虐待の公的専門機関である児童保護サービス（Child Protective Service）などが扱ったケースについては妥当しない（上野ほか 1998）。

第一に、数十年におよぶ米国の児童虐待の対策が、発見・通報されにくい中・上流階層の子どもの虐待を表面化することにとりわけ力をいれてきたにもかかわらず、この階層での割合が一向に増加していない。

第二に、もし中・上流階層に低階層と同じ割合で虐待が存在するとするなら、その統計上の見積もりは「非現実的」な数に上る。現時点で最も新しい全国調査報告の「第3回全米発生調査」（1996）を例にとろう。この調査を指揮した人たちによると、低収入の家族に虐待が多いのは選択的な観察の結果であると統計的に解釈しようとするれば、中・上流階層に発見されない子どもの数が、あと4,500,700人いる計算になる。それは、米国の子どもの7%が虐待されているにもかかわらず発見されていないこと、そしてその子どもの家族はすべて15,000ドル以上の年収があると仮定することになる。つまり、一見もっともらしい階層遍在説を統計的につめていけば、現実味を欠くようになる。

第三に、階層遍在説は、虐待の程度と社会階層との関連をみた調査からも実証されていない。通常、虐待の程度が深刻であるほど、公的機関の介入する可能性は高い。たとえば、煙草を押しつけられたと思われる子どもの背中への火傷の痕跡や死亡に至るほどの怪我やネグレクトの方が、情緒的な虐待による子どもの「心の傷」よりも発見されやすく、また取り締まる側の主観的な判断にも左右されにくい。したがって、公的機関が認知しえ

ない暗数は深刻な場合において小さく、深刻なケースに限れば、低階層と中・上流階層の発生率は同じになるはずである。しかし実際は、深刻なケース（たとえば、死亡ケース）になればなるほど、低階層家庭に圧倒的に集中している。このことは中・上階層では公的機関が介入すべき深刻な虐待が実際に少ないのではないかということを強く示唆している。

このように米国では、児童虐待が低階層に偏っているのが通報バイアス（可視性、ラベルの貼られやすさ、通報されやすさ、実証されやすさ）のせいではないことが明らかになっている（Drake & Zuravin 1998）。米国セントルイスの児童保護サービスでインターンシップをしている厚木児童相談所児童福祉司の山野によると、虐待の通報があった場合の家庭訪問で児童保護サービスの担当者がまず確認すべきことは、冷蔵庫を開け、トイレで水を流すことの2点だという（山野 2006b）。これも、虐待をめぐる児童保護の現場で経済的問題に注意が払われていることを物語っている。

米国で児童虐待件数が減らないのにはいくつかの要因が考えられるだろう。虐待の通告を奨励する各州の通告法が強力であること、児童虐待問題に対応するソーシャルワーカーや臨床心理などの専門家が多く存在する等の摘発する側やラベルを貼る側の要因がまず指摘される（上野 1996）。けれども何よりも、国内での所得格差問題が歴然としてある。米国では医療保険未加入者が約4,600万人で15.5%（2004年度）²⁾、貧困家庭で暮らす18歳未満の子どもは約1,280万人で18%（2005年度）³⁾に上っている。児童虐待の多発は、経済困窮にあるとされる世帯数、つまり低階層と区分される人たちの層の厚さと密接に関係している。

なぜ低階層に児童虐待の割合が高いのかについてさまざまな考察が可能であるが、そもそも児童虐待と経済困窮の概念が重複しているという点が見落とされがちである。「必要なものが提供されていない」「不十分な監督」というネグレクトの概念は、経済的困難の状態と重なっている。それ以外の種類の虐待の場合にも、その定義自体は経済状況と直接関連していなくとも、室内の状態、

家族収入、親の就業状態など経済状況と関連の強い項目がリスクアセスメントに入っていることから、虐待の判定には家族の経済状態が強く関わってくる。

このように、虐待が経済格差の問題であることが明白であるにもかかわらず、虐待が個人の心や資質の問題に組み替えられている点にこそ、大きな問題がある。米国での児童虐待の対策は、子どもの措置（フォスターケア）やトラウマ因果論に立って虐待の連鎖を断ち切るカウンセリングサービスを中心に展開されてきたのである（Gil 1973, 1985, Lindsey 1994; Pelton 1985, 1989, 1994=2006）。

日本においても、上記のことは対岸の火ではない。状況は似ているのである。児童虐待が社会問題化された1990年代をとおして、日本で児童虐待ということによって主に議論された内容は、米国における虐待の遍在説の焼き直しであった。いまの児童虐待は、経済的問題ではなく、社会や家族の変化によって起こる家族病理型の「現代的な虐待」であるから、どの家族に起こっても不思議ではないと言われてきた。

ところが実際の調査では、虐待と経済困難との関連は日本でも一貫して明白である。平成15年子ども家庭総合研究事業は、3都道府県の17の児童相談所において平成14年に一時保護が実施された子どもの家族について、「その被虐待児と家族背景の状況と援助内容の関連について現状と諸課題を明らかに」する調査を実施している。そこでは、生活保護世帯が2割を占めている⁴⁾。また山野は、神奈川県内の乳児院および児童養護施設入所児童の扶養義務者の所得状況を年次別に調べている。その結果わかったことは、虐待を主訴とした子どもの入所割合が急激に増えてきたこと、他方で乳児院および児童養護施設に措置された養育者の経済状態は変化せず市町村住民税非課税世帯の割合に関してはむしろ増えている点である。虐待が経済階層と関係がないのなら、入所児童の保護者の経済状況は高所得者層にシフトするはずであるが、そうになっていない。2003年度時点では、所得税課税世帯は12.3%にすぎない（山野 2006a）。これらのことから、近年において「家族の病理」

や「心の問題」としての児童虐待言説が流通してきたが、その実、虐待と経済問題との関連は強まることはあっても弱まってはいないことがわかる。

児童虐待リスクアセスメントのいちばんの問題は、リスクという考えの是非そのものではない。むしろ社会的経済的な問題であるはずのものが、個人の問題であるとされ、個人によって回避されるべきという前提をとっている点にある。この前提のもとに、リスク項目は個人の資質を問うものになり、行政の対策も個人の心理的・性格的問題へと向けられている。経済的なニーズがある家族に対して、経済援助ではなく、カウンセリングやセラピーを行うという、ニーズとサービスとの不一致が正当化されてしまうのである。

5. リスクの個人管理から社会管理へ

2006年8月、朝日新聞は、厚生労働省が虐待防止策として2007年度から「こんにちは赤ちゃん事業」を実施する計画であることを報じた。同紙によると、この事業は生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を専門スタッフが訪問して「育児に関する情報提供やアドバイスをする」とともに、具体的な養育環境や親の状態などを把握する」ことを目的としている。「部屋の様子や親の表情などから養育環境に問題があり、親の精神状態が不安定と判断したときは、保健師や医師などをつくる『ケース対応会議』で協議。深刻な場合は、保健師や助産師による『育児支援家庭訪問事業』に引き継いだり、児童相談所や病院でつくる『虐待防止ネットワーク』など他機関と連携したりして対応していく」(2006年8月22日付朝日新聞夕刊)という。

これまでの保健所の乳幼児健診では推測しかねる親子の暮らしぶりを、家庭訪問することで把握し、虐待を防止していく事業が日本で始まろうとしている。チェック項目や実施形態の仔細はまだわからないが、この新聞記事と現行のリスク管理を中心とした児童虐待防止対策からは、これが児童虐待リスクアセスメントの形態をとるであろうことはほぼ間違いのないと思われ

る。つまり上述したリスクアセスメントが孕んでいる問題を引き継ぐことになる。女性は「母親としての正しい態度」を強要され、経済的問題を抱える家庭にカウンセリングが行われることになる。

このような対策のさらなる問題は、この事業が利用者主体の福祉・保健サービスという原則からいちじるしく乖離したものにならざるをえないことである。おそらく訪問拒否家庭が虐待リスク家庭とされてしまうであろうことから、保健・福祉サービスや援助というよりは、犯罪者探しの様相を呈してくる。また、前述した東京都南多摩保健所が考案した「子育てアンケート」を活用した「子どもの虐待予防スクリーニング」のように、真の目的を知らせずに調査が行われる可能性が高い。なぜなら、こうした施策は、なにがどのように家庭訪問でチェックされるのかを明らかにすれば、虐待を隠す保護者が出てくることから、虐待リスクの発見という予防策としての効果が減じられてしまう。信頼の構築が肝心であるはずの利用者との関係において、専門家は欺瞞にみちた「騙しのテクニック」(Margolin 1997=2003)を使用せざるを得ない。

せつかくの家庭訪問によるきめ細かい育児サービスが、このような虐待の可能性という眼差しを伴ってしか行われなことが残念である。日本の乳幼児がいる養育家庭に対して、なにが適切なサポートであるかはかなり明白である。それは育児の社会的支援である。落合たちは、東アジア・東南アジア5地域(韓国・中国・台湾・タイ・シンガポール)において実施した家族のフィールド調査の結果を報告するなかで、育児不安は、韓国に少し散見されるものの、それ以外の国ではいわゆるこれに相当する愁訴がほとんどにみられない点に着目している。状況に応じて、親族の援助、保育所、外国人の家事労働者入国政策などを利用した子育てが行われている。育児の選択肢が母親以外に実質的になく、子育てが閉塞的になっているのは、アジアのなかで日本独自の現象といえるのである(落

合ほか 2006)。育児の選択肢を欠く日本では、乳児のいるすべての家庭を訪問して児童虐待のリスクチェックを実施するのではなく、社会保障の充実策をともなった「育児の社会化」のほうが進められなければならないはずである。

育児の社会化を困難とみる向きがあるかもしれないが、2000年に介護保険法が施行され、介護の社会化の方向が定着した。このような男女によって担われるケアの社会化が育児で不可能であるとは言い切れないだろう。保育所を増設した十分な施設ケア、日常的な家庭派遣のホームヘルプ事業で、育児の選択肢を増やしていけば、親の育児負担はずいぶん軽減され、「保育に欠ける子ども」は確実に減る。困難な育児、また児童虐待として捉えられている状況のいくつかは、十分な雇用の供給や福祉手当の支給による一定収入の確保策、そして普遍主義的な育児サービスの提供を通して間違いなく緩和される。育児サービスを社会保障に明確に組み込むことは、市場でサービスを購入できない低所得者層の子育てにとくに有益である。

つまり、家族療法やカウンセリングや親業クラスにつなげることで養育者の態度変容に過度の期待をかけるよりも、社会福祉の基盤整備を充実することで、児童虐待だと判定されるような「保育に欠ける」「生活基盤がない」などのリスク要因を社会的に管理し減らしていくことのほうが、虐待防止策としても手堅いはずである。虐待対策事業に特化せずとも、普遍的な子育て支援で解決できる部分が多いのである。児童相談所の児童福祉司を増やし、育児資源を欠いている親を「児童虐待」として調査し子どもを親から分離させ、すくなくならぬ予算を社会福祉機関・施設に措置費として割り当てる方向だけが議論されているが、子どものいる家庭に普遍的な育児サービスを提供していく方向がもっと模索されるべきである。これには、サービス援助の有効性・効率性、女性の就労による税収入の増加や消費拡大などの経済効果が期待されるだろうが、それだけではない。つまるところ、児童虐待防止対策の方向は、私たちがどのような

社会に暮らし、どのような人間関係を他者と築いていきたいかの試金石になる。

注

- 1)厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0629-4.html (2006年10月10日確認)
- 2)そして全米の子どもの11.2%が健康保険に入っていない。National Coalition on Health Careのホームページhttp://www.nchc.org/facts/coverage.shtml (2006年10月10日確認)
- 3)連邦の貧困基準の設定は、たとえば2人の子どもがいる4人家族で、19,350ドルである。(family of four with two children) National Center for Children in Povertyのホームページ
http://www.nccp.org/media/nst06a_text.pdf (2006年10月10日確認)
- 4)平成15年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)分担研究報告書『児童相談所が対応する虐待家族の特性分析——被虐待児及び家族背景に関する考察』。

文献

- 上野加代子, 1996, 『児童虐待の社会学』世界思想社。
- , 2006a, 「児童虐待の発見方法の変化——日本のケース」上野加代子編『児童虐待のポリティクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店, 245-273。
- , 2006b, 「児童虐待と医療化」森田洋司・進藤雄三編『医療化のポリティクス——近代医療の地平を問う』学文社, 149-163。
- 上野加代子・Leroy H. Pelton・David, G. Gil, 1998, 「アメリカにおける児童虐待・放置対策の陥穽——無視された経済的要因」, 鉄道弘済会『社会福祉研究』71:85-91。
- 上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』世界思想社。
- 落合恵美子・山根真理・宮坂靖子, 近刊, 「アジアの家族とジェンダーの地域間比較——多様性と共通性」落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房。
- 佐藤拓代, 2002, 『子ども虐待防止のための保健師活動マニュアル——子どもに関わるすべての活動を虐待予防の視点に』平成13年度厚生科学研究補助金「子ども家庭総合研究事業 地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究報告書」。
- 東京都南多摩保健所子どもの虐待プロジェクトチーム, 2003, 平成14年度 先駆的保健活動交流推進事業「保健所保健活動モデル事業」報告書『子どもの虐待予防活動の展開熟読本——保健師活動の原点を振り返る』日本看護協会。
- 東京都南多摩保健所プロジェクトチーム, 2002, 『子どもの虐待予防スクリーニングシステム活用の手引き(第

- 1版) 東京都南多摩保健所。
 日本児童問題調査会, 1983, 『児童虐待——昭和五八年度・全国児童相談所における家族内児童虐待調査を中心として』委託調査(児童虐待調査研究会)報告書。
 日本子ども家庭総合研究所編, 2001, 『厚生省 子ども虐待対応の手引き——平成12年11月改訂版』有斐閣。
 ———編, 2005, 『子ども虐待対応の手引き——平成17年3月25日改訂版』有斐閣。
 村田泰子, 2006, 「ネグレクトとジェンダー——女親のシテイズンシップという観点からの批判的な考察」上野加代子編『児童虐待のポリティクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店, 107-205。
 山野良一, 2006a, 「児童虐待は『こころ』の問題なのか」上野加代子編『児童虐待のポリティクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店, 53-99。
 ———, 2006b, 「児童虐待問題への対応——日本の場合、米国の場合」2006年8月19日徳島大学での講演録。
 Breines, Wini and Linda Gordon, 1983, "The New Scholarship on Family Violence," *Signs*, 8 (3): 490-531.
 Drake, Brett and Susan Zuravin, 1998, "Bias in Child Maltreatment Reporting: Revisiting the Myth of Classlessness," *American Journal of Orthopsychiatry*, 68(2):295-304.
 Gil, David, 1973 (paperback edition), *Violence Against Children: Physical Child Abuse in the United States*, Mass.: Harvard University Press.
 ———, 1985, "The United States Versus Child Abuse" Leroy Pelton (ed.), *The Social Context of Child Abuse and Neglect*, New York: Human Science Press Inc., 291-324.
 Gordon, Linda, 1988, *Heroes of Their Own Lives: The Politics and History of Family Violence (Boston 1880-1960)*, New York: Penguin Books.
 Kempe, Ruth S. and C. Henry Kempe, 1978, *Child Abuse*, Mass.: Harvard University Press.
 Kempe, C. Henry, Frederic N. Silverman, Brandt F. Steele, William Droegemueller and Henry K. Silver, 1962, "The Battered-Child Syndrome," *Journal of the American Medical Association*, 181 (1):17-24.
 Lindsey, Duncan, 1994, *The Welfare of Children*, New York: Oxford University Press.
 Margolin, Leslie, 1977, *Under the Cover of Kindness: the Invention of Social Work*, Charlottesville: University Press of Virginia. (=2003, 中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳『ソーシャルワークの社会的構築——優しさの名のもとに』明石書店。)
 National Center on Child Abuse and Neglect, 1981, *Study Findings: National Study of the Incidence and Severity of Child Abuse and Neglect*, U.S. Department of Health and Human Services.
 Pelton, Leroy, 1985 (paperback edition), *The Social Context of Child Abuse and Neglect*, New York: Human Sciences Press, Inc.
 ———, 1989, *For Reasons of Poverty: A Critical Analysis of the Public Child Welfare System in the United States*, New York: Praeger.
 ———, 1994, "The Role of Material Factors in Child Abuse and Neglect," Gary B. Melton and Frank D. Barry (eds.), *Protecting Children from Abuse and Neglect: Foundations for a New National Strategy*, New York: Guilford Press: 131-181. (=2006, 山野良一訳「児童虐待やネグレクトにおける社会環境的要因の役割」『児童虐待のポリティクス』明石書店, 101-155。)
 Swift, Karen, 1995, *Manufacturing 'Bad Mothers': A Critical Perspective on Child Neglect*, Toronto: University of Toronto Press.

うえの・かよこ 徳島大学総合科学部教授。主な著書に『児童虐待のポリティクス』(明石書店, 2006)。社会学専攻。(ueno@ias.tokushima-u.ac.jp)